

新検査制度に係る内規類の決裁区分等について

令和元年 12 月 18 日
原子力規制庁

1. 経緯等

新検査制度に係る法令類整備の第 3 段階となる下位のガイドについては、現在作成中であり、その多くは試運用版をフェーズ 3 で活用している。

これらガイドは第 1 段階にて意見募集を実施した「原子力規制検査等実施要領」の下位文書であり、「共通事項に係る検査運用ガイド」や各種基本検査の運用ガイドなどの検査実務に係るガイド類のほか、安全重要度評価プロセスや安全実績指標、規制対応措置に係るものなどがある。【別紙 1 及び別紙 2 参照】

2. 決裁区分

別紙 1 にある法令類の全体構成を踏まえ、「原子力規制検査等実施要領」及び第 3 段階の法令類整備に係るガイドについては、その決裁区分や制定手続きを以下のように整理したい。

「原子力規制検査等実施要領」は、原子力規制検査等に関する規則などの法令の規定を踏まえ、原子力規制検査制度の運用の枠組みを規定しているものであり、制度全体のプロセスや検査の種別、重要度評価の仕組みなどが規定されている。本実施要領は原子力規制委員会規則である原子炉等規制法施行規則の解釈・運用を示すものであることから、原子力規制庁名の文書（内規）とし、原子力規制庁長官の決裁により制定する。

本実施要領については、既に任意の意見募集を実施しているところであるが、今後、実質的な改正を行う場合は、同様に任意の意見募集を実施し、原子力規制委員会に報告し、了承を経て制定する。

「原子力規制検査等実施要領」の下位文書である各種ガイドは、原子力規制検査を円滑に実施するために原子力検査官が利用するものであり、運用実績を踏まえ柔軟に見直すことが必要であることから、原子力規制庁の担当課名の文書（内規）とし、

原子力規制庁担当課長の決裁により制定する。ただし、「安全重要度評価プロセスに関するガイド」「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」「規制対応措置ガイド」などについては、安全重要度や対応区分に係る判断基準等を含む改正を行う場合には、原子力規制委員会に報告し、了承を経て制定する。

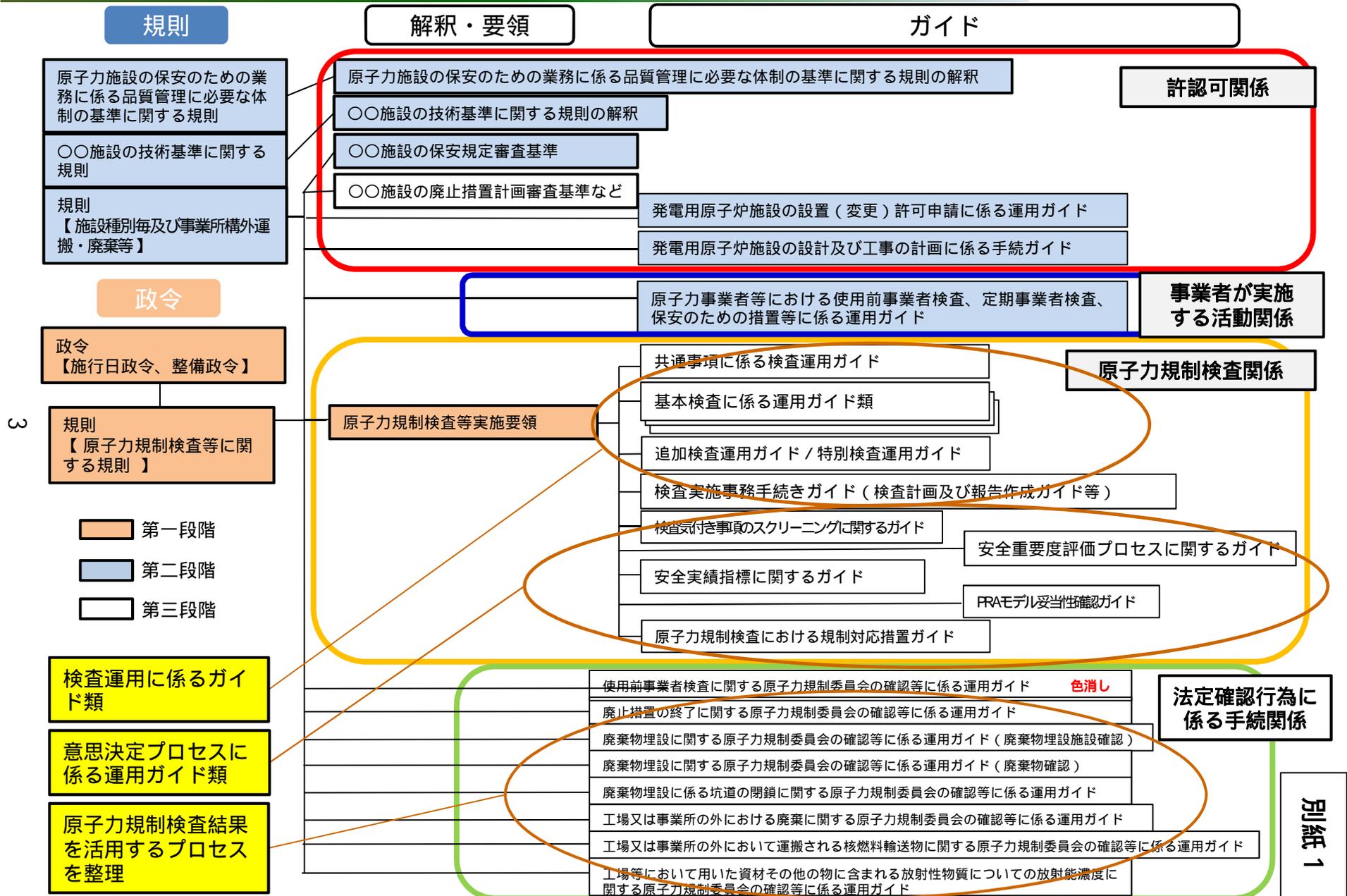
これらのガイドは、原子力規制庁の検査官等が行う職務の手続きや参照すべき情報を記述したものであり、これまでも試運用でも活用しつつ検査制度の見直しに関する検討チーム等で事業者等から示された意見を反映していることから、任意の意見募集を不要とする。また、各種法定確認行為に関するガイドについても、原子力規制庁検査の結果を法定確認において活用するプロセスを明確化したものであることから、任意の意見募集を不要とする。

3. 今後の予定

これらの文書類のうち「原子力規制検査等実施要領」は年内に原子力規制委員会での報告・了承を経て制定する予定である。それ以外については、来年4月の本格運用開始前に原子力規制委員会での報告・了承を経て制定する予定であるが、その際、2. に示す原子力規制委員会の了承が必要な改正内容についても明確化する。なお、本格運用後に、その経験を踏まえた運用改善のためのガイド類改正は、基本的には原子力規制庁の内部決裁により行う。

第2段階の文書類として任意の意見募集を行ったガイドは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等を改正する法律」第3条の施行に伴い、~~使用前事業者検査やその法定確認保安措置等に関するガイド~~など事業者の保安活動や許認可手続きに実質的な変更が生じることから任意の意見募集を実施した。

新たな検査制度の実施に向けた法令類の体系概要図



原子力規制検査の運用に係る規程類

1. 原子力規制検査等実施要領

法令の規定を踏まえ、原子力規制検査の制度運用について枠組みを規定している。具体的には制度全体のプロセス(検査の実施から検査指摘事項の重要度評価、総合評定までのプロセス)、検査種別やその特徴、重要度評価の評価基準や対応区分、安全実績指標の内容、検査実施の手順、法定確認行為と原子力規制検査の関係などについて規定している。

2. 検査運用に係るガイド類

(1) 共通事項に係る検査運用ガイド

原子力検査官が検査活動を効率的かつ効果的に実施するために理解しておくべき共通事項を規定している。具体的には、フリーアクセスや事業者職員等に対するインタビューでの注意点、事業者ルールの遵守や設備への接触などの現場巡視における留意点、日常検査やチーム検査の特徴、事務所検査官と本庁検査官の役割、検査サンプルの考え方、「パフォーマンスベースド」や「動作可能性」などの用語の解説などを規定している。

(2) 基本検査に係る運用ガイド類【検査運用ガイドのリストは、別添 1 参照】

原子力規制検査の監視領域や事業者の各種保安活動に応じて、「火災防護」「設計管理」「運転員能力」「放射線被ばく管理」などの約 50 種類の基本検査運用ガイドを準備している。検査を実施する上で原子力検査官が実際に活用するガイド類で、各ガイドには検査目的や具体的な検査内容、検査サンプル数や検査実施時間、検査の視点などが規定されている。

例えば、サーベイランス試験の検査ガイドでは、対象設備の機能が要求事項に適合し維持確保されていることを事業者が確認する活動について、適切な手順書や体制・要員の下で計画され、適切な条件で実施し、試験データに対して機器等の劣化傾向などを評価しているかなどの、検査官が適切に監視するための視点が記載されている。

(3) 追加検査運用ガイド

安全実績指標の悪化が確認された場合や一定レベル以上の検査指摘事項が確認された場合に、その原子力施設に対して実施される追加検査に関するガイドである。検査指摘事項等の程度に応じて3種類の追加検査を設定し、それぞれの検査内容や検査体制、検査における着目点、検査実施の流れなどを規定する予定である。米国NRCのものを参考に、現在、作成中である。

(4) 特別検査運用ガイド

原子力施設において事故トラブルが発生した場合に、トラブルの状況や事業者の対応状況等について情報収集するために実施する特別検査について規定したガイドであり、具体的には、特別検査実施の要否判断基準やそのプロセス、検査内容や検査実施の流れなどを規定している。

(5) 検査実施事務手続きガイド

基本検査を実施するための具体的な事務手続きを定めたガイドであり、具体的には、各基本検査の検査頻度等に沿って検査計画を立案することについての考え方を記載しているとともに、検査結果報告書の構成項目（実施概要、検査指摘事項の概要、検査内容／結果、確認資料等）や記載事例などを規定している。

3 . 意思決定プロセスに係る運用ガイド類

(1) 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド

原子力規制検査において検査官が発見した検査気付き事項について、検査指摘事項に該当するかどうかを判定する初期評価プロセス（パフォーマンス欠陥の有無と軽微か軽微を超えるかの判定）を定めたガイドである。事例集等も添付されており、検査官はそれらを利用して検査指摘事項と評価した場合は、(2) の安全重要度評価プロセスに関するガイドを用いて安全重要度を評価する。

(2) 安全重要度評価プロセスに関するガイド

安全重要度評価プロセスは検査指摘事項の様態や原子力施設の状況等に応じてそのプロセスが細分化されており(附属書1～10)、炉心損傷頻度などの定量的評価が困難な検査指摘事項に対する定性的な評価プロセスも定めている。

また、一定レベル以上の検査指摘事項については、原子力規制庁関係管理職等で構成される「重要度評価・規制対応措置会合(SERP)」や事業者との「意見聴取会」の実施などの意思決定プロセスについても規定(添付書類1～4)している。

【安全重要度評価プロセスに関するガイド添付書類】

添付1：検査指摘事項の初期評価

添付2：重要度評価・規制対応措置会合(SERP)の実施要領

添付3：重要度評価の申立て制度

添付4：リスク評価担当者に求められる役割

【安全重要度評価プロセスに関するガイド附属書】

附属書1：出力運転時の検査指摘事項に対する安全重要度評価ガイド

附属書2：重大事故等対処及び大規模損壊対処に関する安全重要度評価ガイド

附属書3：従業員放射線安全に関する安全重要度評価ガイド

附属書4：公衆放射線安全に関する安全重要度評価ガイド

附属書5：火災防護に関する安全重要度評価ガイド

附属書6：停止時の検査指摘事項に対する安全重要度評価ガイド

附属書7：バリア健全性に関する安全重要度評価ガイド

附属書8：メンテナンスのリスク評価に関する安全重要度評価ガイド

附属書9：定性的な判断基準に関する安全重要度評価ガイド

附属書10：核燃料施設等に関する重要度評価ガイド

(3) 安全実績指標に関するガイド

計画外スクラムの回数や安全系の使用不能時間割合、被ばく線量が線量限度を超えた件数など原子力規制検査において活用する各安全実績指標の定義、算定方法及びデータ報告の頻度等、制度の運用に関する基本的事項を規定している。

(4) 規制対応措置ガイド

原子力規制検査等により特定された法令違反等に対する規制対応措置について、事案の深刻度レベル の評価とそれに応じた規制対応について意思決定するプロセスを規定している。深刻度レベルは安全重要度と合わせて SERP にて決定し、具体的な規制対応（事業者に対する命令文書等の発出など）については SERP において案を検討し原子力規制委員会で決定する。

深刻度レベルは、安全重要度評価プロセスに関するガイドを踏まえて判定するが、被規制者の意図的な不正行為の有無や原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼした行為なども考慮して決定する。

(5) PRA モデル妥当性確認ガイド

事業者の開発した各実用発電用原子炉に関する確率論的評価（PRA）モデルについて、原子力規制庁が使用する前にモデルの妥当性を確認するためのプロセスや基準等を定めたガイドである。現在、伊方 3 号機の PRA モデルに対して妥当性確認を実施しており、その結果も踏まえて本ガイドを完成する予定である。その後は他のプラントの PRA モデルも順次このガイドに沿って確認していく。

4 . その他の運用に関するガイド

(1) 法定確認行為に係る手続き関係運用ガイド類

法定確認（廃棄物確認、運搬物確認、クリアランス確認等）を原子力規制検査の結果を踏まえて実施するため、原子力規制検査の基本検査との関係を整理した運用ガイドである。~~なお、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」については、第 2 段階の法令類の 1 つとして原子力規制委員会に提示している。~~

個別の検査運用ガイド類 一覧

ガイド番号	ガイド名
BM0010	使用前事業者検査
BM0020	定期事業者検査
BM1040	ヒートシンク性能
BM1050	供用中検査
BM0060	保全の有効性評価
BM0100	設計管理
BM0110	作業管理
BO0010	サーベイランス試験
BO1020	設備の系統構成
BO1030	原子炉起動停止
BO1040	動作可能性判断及び性能評価
BO1050	炉心管理(取替炉心の安全性)
BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)
BO1070	運転員能力
BO2010	運転管理
BO2020	臨界安全管理
BO2030	実験
BE0010	自然災害防護
BE0020	火災防護
BE1021	火災防護-2 (3年)
BE0030	内部溢水防護
BE0040	緊急時対応組織の維持
BE0050	緊急時対応の準備と保全
BE0060	重大事故等対応要員の能力維持
BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価
BE0080	重大事故等訓練のシナリオ評価
BE0090	地震防護
BE0100	津波防護
BR0010	放射線被ばく管理
BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング
BR0030	放射線被ばくALARA活動
BR0040	空气中放射性物質濃度の管理と低減
BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理
BR0070	放射性固体廃棄物の管理
BR0080	放射線監視プログラム
BR0090	放射線モニタリング設備
BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(業務遂行能力、安全文化)
BQ0040	パフォーマンス指標の検証
BQ0050	事象発生時の初動対応
BZ2010	令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者
BZ2020	試験研究炉廃止措置

この他に、核物質防護に係る検査ガイド一式を準備中